



# 水道事業危機管理マニュアル



亀山市 上下水道部 上水道課

令和8年2月

## 目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	基本方針	1
3	用語の定義	1
4	危機レベルの基準	2
5	危機レベルの決定及び初動体制の確立	2
6	危機発生時の初動体制フロー	2
第2章	危機管理体制の整備	3
1	危機の未然防止対策の整備	3
2	平常時の体制	3
第3章	危機発生時の対応	4
1	対策本部の設置	4
2	情報収集及び伝達と被害想定 の把握	4
3	職員の出動体制	4
4	対応方針の決定	5
5	組織体制	5
6	対策の実施	5
7	支援要請	6
8	危機発生時における周知	6
9	危機発生時における情報伝達順序	6
10	本部員会議	6
第4章	事後の対策	7
別紙1	応急給水用保有資機材一覧	8
別紙2	報告書	9
別紙3	水道事業危機対策本部設置要綱	10
別紙4	対応フロー（レベル1及びレベル2）	12
別紙5	レベル1及びレベル2における活動内容	13
別紙6	水道事業危機対策本部の組織	14
別紙7	水道事業危機対策本部の活動内容（全庁対応）	15
別紙8	危機発生時における関係機関への連絡先	18

## 総則

### 1 目的

水道事業は、自然災害、水道施設事故、水質事故、テロ等の発生時においても、市民の生命及び生活維持のための水の確保が求められており、基幹的な水道施設の安全性確保、重要施設等への給水の確保、さらに、危機管理についても迅速かつ適切に対応できる体制の整備が必要である。

このため、危機発生時においても、市民の健康や生命・財産を保護することを目的として本マニュアルを策定する。

### 2 基本方針

水道事業は、安全でおいしい水を安定供給することを目的とした重要なライフラインを管理運営する事業であることから、危機を未然に防止できる体制整備とともに、危機発生時には迅速かつ効果的な対応ができる体制を構築する。

なお、本マニュアルは、亀山市地域防災計画の改定や、組織体制の変更等にあわせて、適宜見直す。

### 3 用語の定義

このマニュアルにおいて、用語を次のとおり定義する。

- (1) 危機：水道事業における市民の健康や日常生活に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある「危機の分類」に示す事故等をいう。
- (2) 危機管理：危機への対応及び危機の未然防止を図る一連の活動をいう。
- (3) 関係機関：国土交通省、環境省、三重県、公益社団法人日本水道協会及びその他行政機関等をいう。
- (4) 地域組織：地域まちづくり協議会、自治会等をいう。

#### 危機の分類

区 分	事 象
水道施設事故	1 水道管路事故等による断水・濁水等、凍結漏水事故
	2 水道管の異常を起因とする道路陥没
	3 水源地・浄水場・配水池・ポンプ場等の異常事（停電を含む。）
	4 水道管の施工中及び既設施設管理中の事故
	5 施設等の破壊テロ
水 質 事 故	6 原水の水質異常
	7 浄水処理における水質異常
	8 配水及び給水における水質異常
そ の 他	9 化学物質及び細菌流入における水質異常
	10 渇水時における断水及び節水対策

#### 4 危機レベルの基準

- ・レベル1：危機の範囲及び市民の健康や日常生活への影響が比較的小さく、上下水道部上水道課で対応する場合。
- ・レベル2：危機の範囲及び市民の健康や日常生活への影響が大きく、上水道課が下水道課の協力を得ながら上下水道部で対応する場合。
- ・レベル3：危機の範囲及び市民の健康や日常生活への影響が非常に大きく、水道事業危機対策本部を設置し全庁体制で対応する場合。
- ・レベル4：危機の範囲及び市民の健康や日常生活への影響が甚大で、亀山市災害対策本部へ移行して全庁体制で対応する場合。

危機レベル別対応表

種別	影響規模（戸数）	復旧見込み	組織体制	主な事象（判断基準）
レベル1	小規模 （概ね100戸以下）	24時間以内	上水道課	・小規模の配水管の破損等による断水や濁り水等
レベル2	中規模 （概ね100～1,000戸）	24～48時間以内	上下水道部	・管径150mm以上の配水管の破損や主要施設の一部故障等による断水や濁り水等
レベル3	大規模 （概ね1,000戸以上）	3日以上	全庁体制	・管径200mm以上の配水管の破損や主要施設の故障等による断水等（複数の給水拠点の設置や広報活動等により他部署職員の支援が必要な場合）
レベル4	大規模（甚大）	7日以上	全庁体制	・テロや水質異常、地震等の自然災害による施設の壊滅的な事態等による断水等（長期化により広域の支援が必要な場合）

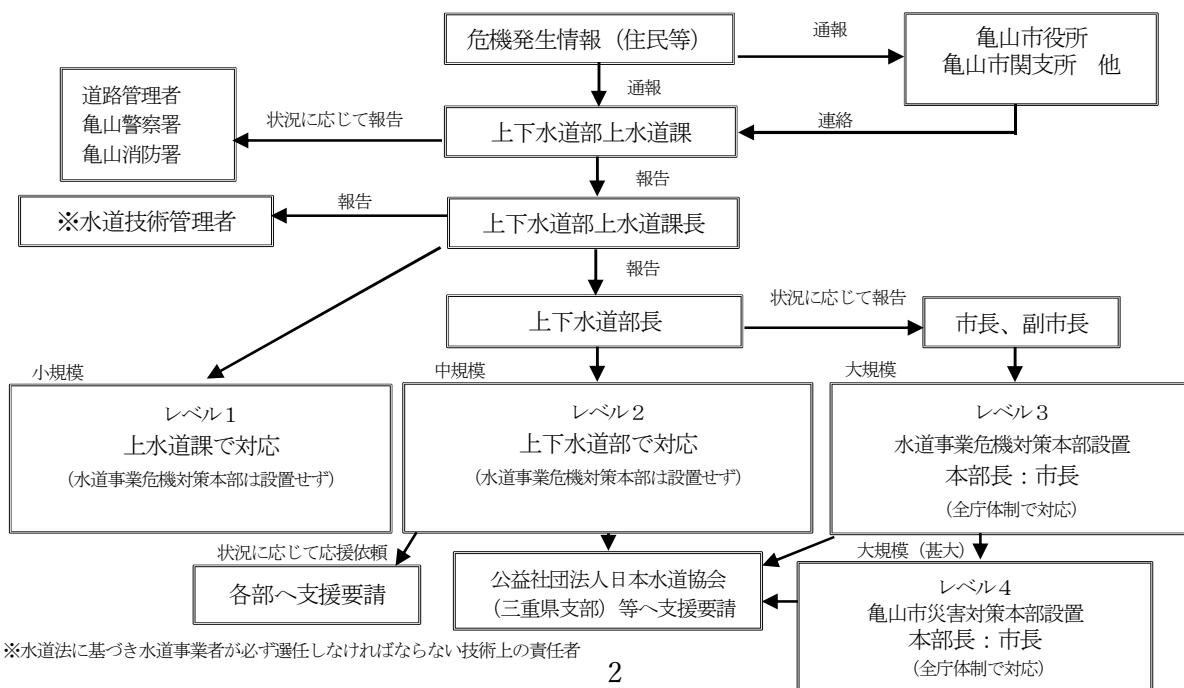
（危機レベルの影響規模、復旧見込み及び判断基準については、あくまでも目安であり、危機の程度により、変動することがある。）

#### 5 危機レベルの決定及び初動体制の確立

上水道課長は、危機発生後、状況に応じて速やかに上下水道部長に危機発生情報を報告するとともに、初動体制の確立を図るものとする。この場合、危機レベルは、レベル1を基本とし、危機の状況の推移に応じ、レベル2、レベル3又はレベル4に移行するものとする。

なお、上下水道部長は、危機発生時点において、明らかに小規模ではない場合は、危機の状況によって区分をレベル2に上げることができる。また、市長は、状況報告に応じレベル3又はレベル4に上げることを決定する。

#### 6 危機発生時の初動体制フロー



※水道法に基づき水道事業者が必ず選任しなければならない技術上の責任者

## 第2章 危機管理体制の整備

### 1 危機の未然防止対策の整備

平常時から、亀山市新水道ビジョンに掲げる施策に基づき、危機を未然に防止するための対策を講ずるものとする。

#### (1) 被災時の被害軽減と早期復旧対策

経年劣化した水道施設・設備の更新、老朽化した配水管等の更新、耐震管の採用、自己水源系統の連絡管整備等の対策を実施し、水道施設の被災時における断水被害の軽減、早期復旧を図るための施設整備を推進する。

#### (2) 水道施設台帳の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、水道施設台帳の整備を図る。

#### (3) 水源監視・施設警備

水源の監視や水道施設の警備の強化及び関係機関との連携を強化する。

#### (4) 応急給水・応急復旧体制の整備

危機発生時において、応急給水及び施設の応急復旧が、速やかに実施できるよう給水車の定期的点検、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、危機発生時の応急給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携した「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急給水等の訓練や、公益社団法人日本水道協会中部地方支部が実施する訓練に適宜参加する。

### 2 平常時の体制

#### (1) 危機発生時の連絡先の整備

危機発生時における関係機関への連絡先を整備する。(別紙8 危機発生時における関係機関への連絡先 18ページ参照)

#### (2) 情報収集

上水道課長は水道技術管理者と協力し、危機を未然に防止するため、日常業務を通じ予測される危機に係る情報の収集に努め、当該情報の整理及び分析を行い危機の未然防止のために必要な措置を講ずる。また、講じた措置については、上下水道部長へ報告する。

#### (3) 訓練の実施(上下水道部他、関係する部署)

危機発生時において、迅速かつ的確な現場対応能力の向上と関係部署との連携強化を図るため、資機材の在庫を確認の上、以下の訓練を実施する。

- ・給水車(4トン)、トラック(2トン)、仮設給水槽(1トン)及び給水袋(5又は6リットル)を活用した応急給水訓練(年1回以上)

(保有資機材については、別紙1「応急給水用保有資機材一覧」8ページ参照)

- ・広報活動及び排水作業の訓練(年1回以上)

- ・危機管理部局と連携した訓練(年1回以上)

#### (4) 情報提供

平常時から危機管理の施策について水道水の利用者及び関係機関へ情報提供を行い、協力を呼びかける。

#### (5) 業務マニュアルの整備

業務マニュアルを整備し、その内容については、定期的に確認及び改訂を行うものとする。

その際、実践的かつ具体的な内容を反映させるため、関係部署と連携を密にするとともに意見等の収集を通じて、より実用的な業務マニュアルの策定に努める。

### 第3章 危機発生時の対応

#### 1 対策本部の設置

危機レベルの区分に応じて、必要な情報分析と対応方針の決定に当たる。

##### 【危機レベルの区分】

項目	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
影響範囲の目安	概ね100戸以下	概ね100～1,000戸	概ね1,000戸以上	大規模（甚大）
	小規模	中規模	大規模	
対策本部名	—	—	水道事業危機対策本部	亀山市災害対策本部
本部長	—	—	市長	
副本部長	—	—	副市長	副市長・消防長
対応形態	上水道課で対応	上下水道部で対応	全庁体制で対応	
本部員	上水道課	上下水道部 (上水道課・下水道課)	(総括)・上下水道部長・危機管理監 ・総務財政部長・政策部長・市民文化部長 ・建設部長・産業環境部長・健康福祉部長 ・子ども未来部長・地域医療部長・教育部長 ・消防部長	亀山市災害対策本部 組織体制に準ずる

水道事業危機対策本部の設置場所は、亀山市役所とする。

また、上下水道部長は、危機が拡大し、水道事業危機対策本部を設置するおそれがある場合は、水道事業危機対策本部員に被害状況を伝えることにより、情報の共有を図るものとする。

なお、レベル3（水道事業危機対策本部）及びレベル4（亀山市災害対策本部）へ移行するに当たっては、危機管理部局（危機管理監 防災安全課）と事前に連携するものとする。

#### 2 情報収集及び伝達と被害想定との把握

- (1) 発生した危機の情報は、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように、なぜ」の「六何の原則」を基本に収集するものとするが、全ての情報が揃わなくても危機の状況の第1報は重要であることを認識すること。また、発信元、受信者、受信時刻、取得手段等を明らかにし、時系列型式で記載する等、報告書（別紙2 9ページ参照）への正確な記録に努める。
- (2) 本部長は、必要に応じて危機が発生した現場等へ職員を派遣する等、情報の収集に努める。
- (3) 情報の伝達は、情報入手後速やかに行う。
- (4) 情報の伝達の手法は、原則として、面談、電話等の口頭による伝達とFAX、電子メール等の文書による伝達を併用して実施するものとする。また、想定される最悪の被害規模を前提として被害想定を行い、影響範囲、重要施設等の実態把握に努める。

#### 3 職員の出動体制

- (1) 職員は、危機の状況に応じ、上司の指示による参集又は自宅待機とする。
- (2) 職員は、別紙4～7「対応フロー（レベル1及びレベル2）」、「レベル1及びレベル2における活動内容」、「水道事業危機対策本部の組織」及び「水道事業危機対策本部の活動内容」（12～17ページ参照）に則り参集する。

## 4 対応方針の決定

本部長は、市民の健康、生命及び財産の保護を最優先とし、健康被害や対策活動に伴う事故などの二次被害を防ぐための対応方針を決定する。

## 5 組織体制

別紙5「レベル1及びレベル2における活動内容」、別紙7「水道事業危機対策本部の活動内容」（13ページ及び15～17ページ参照）に基づき、危機レベルに応じた組織体制とする。

## 6 対策の実施

対策の実施については別紙5「レベル1及びレベル2における活動内容」、別紙7「水道事業危機対策本部の活動内容」（13ページ及び15～17ページ参照）に基づき、必要な対策を実施し、実施後は、対策本部において報告するものとする。

### (1) 取水及び給水の停止及び開始

取水及び給水の停止及び開始は、危機の分類により水道技術管理者が決定し、その指示により行う。

### (2) 応急給水

応急給水を速やかに行うため、水道施設の被害・断水状況、復旧状況及び道路被害状況等を整理し、「応急給水の目標」に沿って実施する。

また、自力で飲料水の運搬が困難な場合は、関係部署や地域組織等と連携した運搬支援を行うなど戸別訪問による直接給水や、個々の状況に応じ、対応を図るものとする。

[応急給水の目標]

危機発生からの日数	目標水量	用途
～ 3日まで	3リットル/人・日	生命維持に最低限必要な水量
～ 7日まで	20リットル/人・日	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日まで	100リットル/人・日	生活用水の確保
～28日まで	被災前給水量 (250リットル/人・日)	通常的水量

なお、給水車、仮設給水槽等、必要な資機材や水量を確認し、不足するおそれがある場合には、近隣自治体等に応援を要請する。

### (3) 応急給水拠点

応急給水拠点については、原則として地区コミュニティ単位で開設するものとし、事故の状況や交通の利便性を考慮した上で、必要に応じて補完的に場所を増設する。

また、応急給水拠点の開設状況については、広報車等による広報活動、市公式ホームページ、かめやま・安心めーる、市公式LINE、市防災アプリ、行政情報番組等を活用し、最適な手段を用いて、速やかに市民に周知を図る。

なお、前述の情報伝達により周知が困難な場合は、地域組織に協力要請を求める等、状況に応じた伝達手段を講じるものとする。

### (4) 復旧作業

#### ア 管路の復旧

管路の被害状況、断水状況及び道路の被害状況等を整理し、管路の応急復旧に当たる。

また、通水作業において濁り水を放出するに当たっては、排出量及び濁りの程度により道路管理者、河川管理者及びその他必要となる管理者と協議するものとする。

## イ 水道施設の復旧

水道施設の復旧は、水道施設の機能が維持されている限り、各系統による給水の継続を最優先とする。同時に、他系統からのバックアップや応急給水が必要となる場合に備え、常に最新の稼働状況を把握し、被害の規模や範囲に応じた迅速かつ適切な応急給水体制の確立を図る。

水道施設に被害が生じた場合は、被害状況等を整理し、早期の応急復旧に当たるものとする。

## ウ 水質検査の実施

原因不明の事案等により水道水に著しい変化が生じた場合は、水質検査を行うものとし、市民生活に直結する緊急事態を踏まえて、早急に水質検査結果が把握できるよう水質検査機関と協力体制を平常時から構築しておく。また、事態の推移を正確に把握するため、現場状況に応じて適宜サンプルの採取を行い、水質検査を行える体制を整えておくものとする。

## 7 支援要請

危機発生時には、上水道課を危機管理担当とした初動対応を実施するとともに、被害の状況に応じて、公益社団法人日本水道協会三重県支部等に連絡し、支援を要請する。

また、市民の健康や日常生活への影響を最小限に留めるため、地域組織等に平常時から協力を要請し、地域のネットワークを通じて、正確な情報の伝達や応急給水の補助、現場での混乱防止を図るなど、地域と一体となった対応に努めるものとする。

## 8 危機発生時における周知

危機発生時の情報不足及び混乱から生ずる不安を軽減・解消するため、事故等の発生状況や応急対策の実施状況、今後の見通し等について、広報車等による広報活動、市公式ホームページ、かめやま・安心めーる、市公式LINE、市防災アプリ、行政情報番組等を活用し、最適な手段を用いて速やかに情報提供を行う。

なお、前述の情報伝達により周知が困難な場合は、地域組織に協力要請を求める等状況に応じた伝達手段を講じるものとする。

また、緊急に避難等の指示、勧告及び立入り規制について伝達する必要がある場合も前述の情報伝達を活用して迅速に広報活動を展開し、安全を確保する。

## 9 危機発生時における情報伝達順序

- (1) 危機発生時における早期情報伝達（場所、時間及び規模）
- (2) 危機の原因、危機による断水又は濁り水の影響範囲、時間及び給水所の開設の伝達
- (3) 濁り水の復旧の見通し、断水時間及び給水所について断続的に情報提供（更新）
- (4) 断水、濁り水解消等のお知らせ及び濁り水排出のお願い

## 10 本部員会議

本部長は、被害の状況に応じて、随時「本部員会議」を開催し、各対策部の情報共有を徹底し、事態の推移に応じた機動的な対策について協議及び決定を行うものとする。

(別紙3 水道事業危機対策本部設置要綱 10～11ページ参照)

## 第4章 事後の対策

危機収束後は事態の規模や被害状況に応じ、次に掲げる措置を適宜選択し、市民の健康や日常生活の早期安定と再発防止に努める。

- (1) 安全が確認された場合は、事態の緊急度等を考慮し、最適な広報手段を用いて速やかに周知を行う。

**広報手段**：広報車による広報活動、市公式ホームページ、かめやま・安心めーる、市公式LINE、市防災アプリ、行政情報番組、回覧文書等

**報道連携**：社会的影響が大きいと判断される場合は、速やかに報道機関へ情報提供を行う。

- (2) 危機により生じた方の不安の解消及び安心の回復を図るため、状況に応じて収束に至った経緯等を最適な広報手段を用いて周知に努める。
- (3) 施設に被害が生じた場合は、関係機関と連携し、早急の復旧に努める。
- (4) 危機の発生から収束までの経緯を正確に記録し、課題を整理する。
- (5) 危機の収束後、発生した危機対応状況等について検証を行い、再発防止措置を講ずるとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。なお、原因不明の事案については、学識経験者、水道関係における専門事業者等に相談することや協力を仰ぐことにより、早急に原因が究明できるよう全力を尽くすものとする。
- (6) 危機を発生させた原因者に対して、関係機関と連携し被災者救済への対応を働きかける。

### 応急給水用保有資機材一覧（令和8年2月1日現在）

名称	基数	保管及び設置場所
仮設給水槽 【組み立て式】1t(タンク容量)	5基	第2水源地にて保管
応急給水塔	9か所	新神辺配水池、二本松配水池、中の山配水池、 太岡寺配水池、第2水源地、野登水源地、 御幸加圧ポンプ場、川崎加圧ポンプ場、関支所
応急給水塔口	2か所	関第3配水池、 工業団地内応急給水口（三重県企業庁と調整）
給水車〔給水車(4トン)〕 3.5t(タンク容量) 〔広報設備あり〕	1台	関支所にて保管
給水車〔トラック(2トン)〕 【車載式】加圧有(タンク容量:1.2t) 〔広報設備なし〕	1台	関支所にて保管
広報車(給水車以外)	4台	関支所にて保管
給水袋(5～6リットル)	約1,000袋	関支所にて保管

## 報告書

受付職員名：

日時	年 月 日 ( ) 時 分
通報者名	
住所	
連絡先	
内容	
対応	
措置	

## 水道事業危機対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 市内において発生した水道事業における危機に対し、必要な復旧措置を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ、市長部局、医療部局、教育委員会事務局及び消防部局に対して支援要請を行った上で、水道事業危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機の情報収集に関すること。
- (2) 水道水の利用者への広報及び給水に関すること。
- (3) 水道施設、管路における復旧業務の実施に関すること。
- (4) 関係機関との連絡及び協力要請に関すること。
- (5) 水道水の利用者、報道、関係者からの問合せ及び相談に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、復旧業務上必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は上下水道部長、危機管理監、総務財政部長、政策部長、市民文化部長、建設部長、産業環境部長、健康福祉部長、子ども未来部長、地域医療部長、教育部長及び消防部長をもって充てる。なお、必要に応じて地域医療統括官、消防長、病院長及び教育長を会議に招致するものとする。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(対策部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に上下水道対策部、建設対策部、産業環境対策部、広報対策部、市民対策部、教育対策部、福祉対策部、医療対策部、消防対策部、危機管理対策部及び総務対策部を置くことができる。

2 対策部の構成員及び運営については、別に定める。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第7条 上下水道対策部は、関係機関と連絡を緊密にするとともに関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、直ちに本部長に報告しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認める場合は、直接関係機関に協力を要請することができる。

2 前項後段の協力を要請したときは、その旨を直ちに本部長に報告しなければならない。

(対策本部の廃止)

第8条 本部長は、危機が収束したと判断するとき、又は亀山市災害対策本部条例（平成17年亀山市条例第22号）に基づく亀山市災害対策本部が設置されたときは、対策本部を廃止する。

(庶務)

第9条 対策本部の庶務は、総務対策部において行うものとする。

(その他)

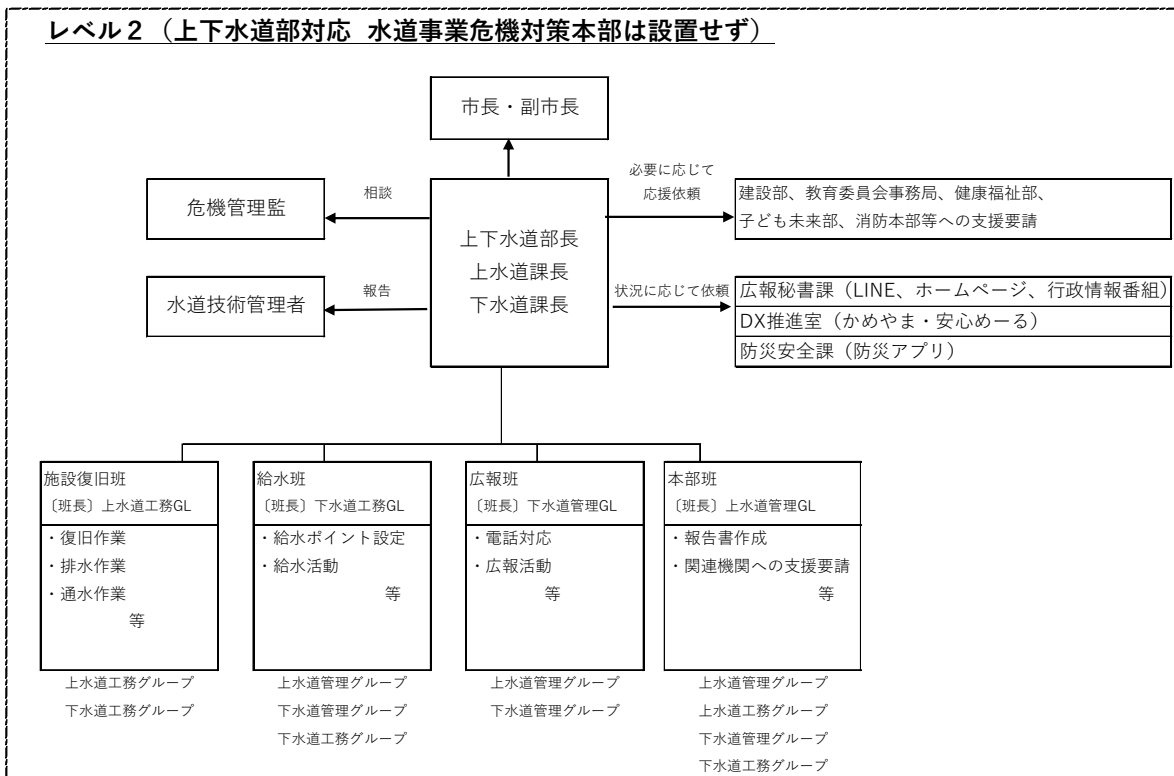
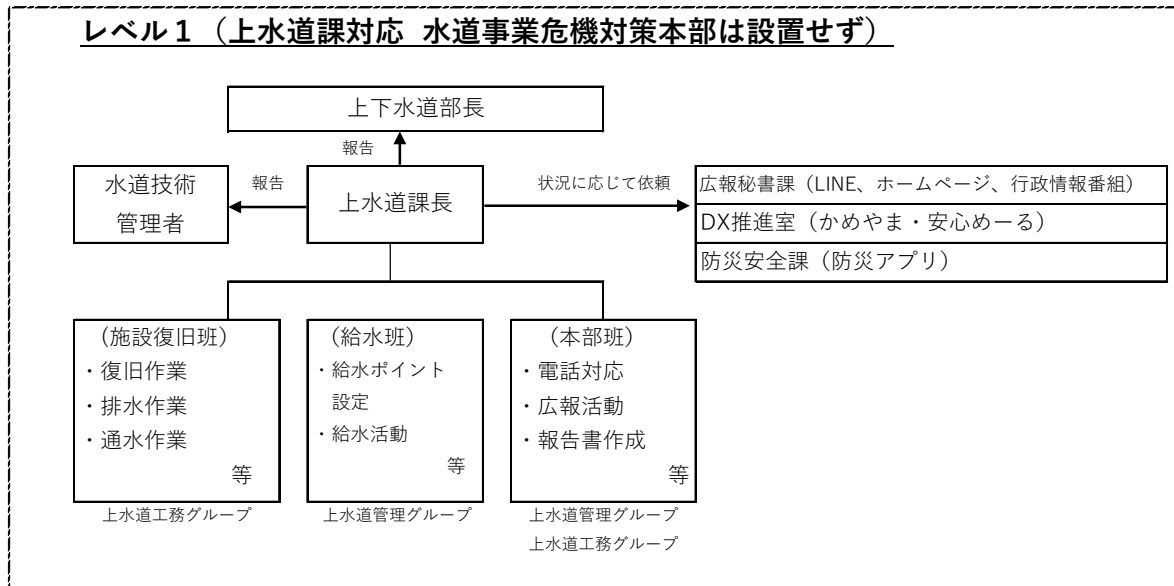
第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

別紙4

対応フロー（レベル1及びレベル2）



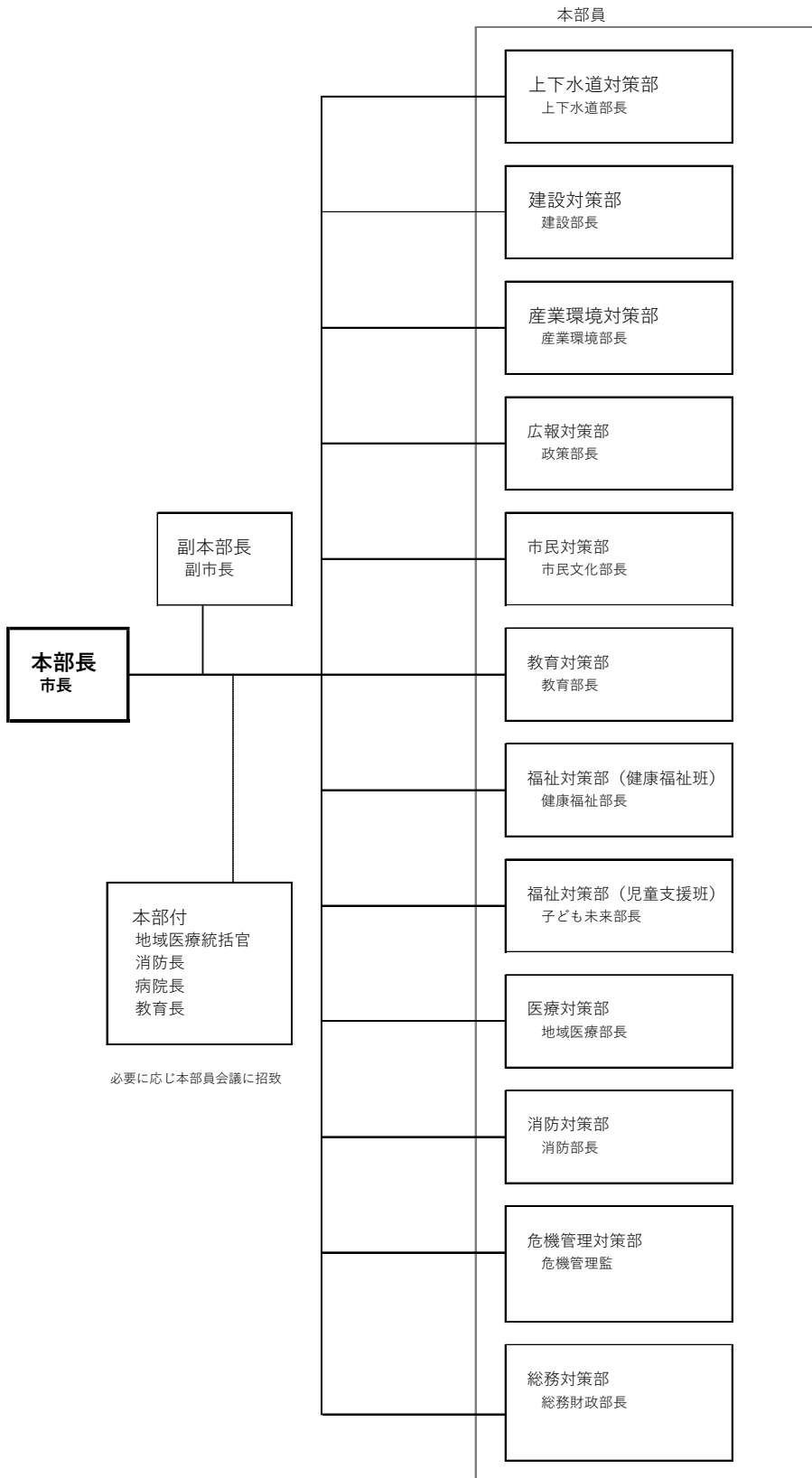
別紙5

レベル1及びレベル2における活動内容

	レベル1（上水道課対応）	レベル2（上下水道部対応）
施設復旧班 〔班長〕 上水道工務 GL	[担当グループ] 上水道工務グループ	[担当グループ] 上水道工務グループ 下水道工務グループ
	[主な活動内容] ・資材調達・復旧作業・交通整理 ・排水作業・通水確認・水道業者との連携	[主な活動内容] ・資材調達・復旧作業・交通整理 ・排水作業・通水確認・水道業者との連携
給水班 〔班長〕 下水道工務 GL	[担当グループ] 上水道管理グループ	[担当グループ] 上水道管理グループ 下水道管理グループ 下水道工務グループ
	[主な活動内容] ・給水ポイントの選定 ・給水所設置に伴う市民への給水活動 ・給水車による影響施設への給水	[主な活動内容] ・給水ポイントの選定 ・給水所設置に伴う市民への給水活動 ・給水車による影響施設への給水
広報班 〔班長〕 下水道管理 GL  (レベル1においては、 広報班は設置せず、 本部班の活動内容とする)	/	[担当グループ] 上水道管理グループ 下水道管理グループ
		[主な活動内容] ・市民からの電話等対応 ・広報車による状況等の周知 ・市公式LINE、かめやま・安心めーる、 市公式ホームページ等への配信
本部班 〔班長〕 上水道管理 GL	[担当グループ] 上水道管理グループ 上水道工務グループ	[担当グループ] 上水道管理グループ 上水道工務グループ 下水道管理グループ 下水道工務グループ
	[主な活動内容] ・危機対応記録書類の作成 ・市民からの電話等対応 ・広報車による状況等の周知 ・市公式LINE、かめやま・安心めーる、 市ホームページ等への配信 ・地域まちづくり協議会、自治会等へ連絡	[主な活動内容] ・危機対応記録書類の作成 ・地域まちづくり協議会、自治会等へ連絡

・班長においては、レベル2に移行した場合に置くものとする。

水道事業危機対策本部の組織



配置については本部長の判断により変更できるものとする。

## 水道事業危機対策本部の活動内容（全庁対応）

	レベル3（全庁対応）
対策本部名	水道事業危機対策本部
対策本部長	市長
副本部長	副市長
上下水道対策部 [対策部長] 上下水道部長	<p>[活動内容]</p> <p><b>施設復旧</b></p> <p>(1) 管路の復旧及び応急対策の実施</p> <p>①事故原因の把握 ②管路・道路の被害規模の状況の把握（応急対策方法の検討） ③断水範囲、時間の把握及び応援の必要性 ④復旧資材の調達 ⑤復旧工事の実施と復旧関係業者との連携（応急工事を含む） ⑥系統の切替（水道事業危機対策本部の指示） ⑦給水の停止・開始（水道事業危機対策本部の指示） ⑧洗管・排水の作業（濁度等水質確認） ⑨通水の確認（配水管・給水管等濁水の発生確認及び復旧） ⑩復旧作業の完了確認及び報告 ⑪復旧関係業者との連絡調整</p> <p>(2) 水道施設の復旧</p> <p>①事故原因の把握 ②施設の被害状況の把握 ③配水の調整 ④復旧資材の調達 ⑤復旧関係業者との連携 ⑥水質管理（原水・浄水・処理水） ⑦給水の停止・開始（水道事業危機対策本部の指示） ⑧系統の切替（水道事業危機対策本部の指示） ⑨水質安全の確認 ⑩復旧作業の完了確認 ⑪施設の安全確認</p> <p>(3) 水質（異臭味等）の復旧</p> <p>①事故原因の把握 ②水質の改善（薬品処理等） ③配水の調整 ④排水の作業 ⑤給水の停止・開始（水道事業危機対策本部の指示） ⑥系統切替（水道事業危機対策本部の指示） ⑦水質管理（水質検査：原水・浄水・処理水） ⑧水質安全の確認</p> <p><b>給水</b></p> <p>(1) 全般</p> <p>①給水活動職員の確保 ②給水所・給水方法・給水時間の計画及び決定 ③給水用具（仮設給水槽、給水袋等）の配置計画 ④給水車両及び運転手の確保 ⑤工場等の大口利用者の把握と給水計画 ⑥給水所の変更・解除 ⑦受水槽設置者に対し水槽点検、水質チェック、バルブ開閉栓の依頼</p> <p>(2) 現場</p> <p>①給水用具等の搬出及び運搬 ②給水所の体制整備 ③給水用車両の運転</p> <p><b>水道事業危機対策本部の設置・運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル3移行における水道事業危機対策本部の設置・運営</li> <li>・レベル4移行における水道事業危機対策本部の閉鎖</li> <li>・被害状況及び復旧状況の把握</li> <li>・各対策部との連絡調整</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統の切替決定と把握</li> <li>・情報の統括・一元化</li> <li>・本部員会議の開催・進行</li> <li>・関係資料の準備（重要施設等位置図・水道施設平面図等）</li> <li>・復旧対策の指導と決定（応急対策の指示）</li> <li>・復旧時間及び断水時間の確定</li> <li>・公益社団法人日本水道協会三重県支部等への協力要請</li> <li>・関係機関等への情報提供及び連携</li> <li>・被害・復旧の記録及び状況報告書の作成</li> <li>・その他危機の状況に応じて、必要かつ適切な措置の実施</li> </ul>
建設対策部 [対策部長] 建設部長	<p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道対策部における<b>施設復旧</b>の支援</li> <li>・危険ヶ所の規制及び周知</li> <li>・道路等危険箇所の被害情報の収集</li> <li>・道路等の応急復旧</li> <li>・緊急輸送道路の確保</li> <li>・建設業協会等への協力要請</li> </ul>
産業環境対策部 [対策部長] 産業環境部長	<p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道対策部における<b>給水</b>の支援</li> <li>・商工業施設等の被害情報の収集・整理・報告</li> <li>・観光客に対する情報の提供</li> <li>・観光施設の被害状況調査及び対策</li> </ul>
広報対策部 [対策部長] 政策部長	<p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業危機対策本部活動の広報</li> <li>・市民への情報発信</li> <li>・報道機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>①報道機関等に対する情報提供及び連携</li> <li>②報道機関の活動の調整・統制</li> </ul> </li> <li>・市民対策部の支援</li> </ul>
市民対策部 [対策部長] 市民文化部長	<p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応（被害情報の収集） <ul style="list-style-type: none"> <li>①問い合わせの対応（電話等対応）</li> <li>②問い合わせ内容の記録・報告</li> </ul> </li> <li>・地域まちづくり協議会、自治会との連絡調整</li> <li>・広報対策部の支援</li> </ul>
教育対策部 [対策部長] 教育部長	<p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の被害情報の収集及び報告</li> <li>・学校の給水計画及び実施</li> </ul>
福祉対策部 (健康福祉班) [対策部長] 健康福祉部長	<p>[活動内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の被害情報の収集及び報告</li> <li>・福祉施設の給水計画及び実施</li> <li>・状況に応じて、温泉（白鳥の湯）の入浴無料措置の実施</li> <li>・亀山市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との連絡調整</li> <li>・飲料水の自力運搬が困難な方への直接給水及び運搬支援（上下水道対策部と調整のうえ実施）</li> <li>・医師・看護師等の支援要請</li> <li>・被害者の健康管理及び健康相談</li> <li>・医薬品及び医療用資機材の調達</li> </ul>

福祉対策部 (児童支援班) [対策部長] 子ども未来部長	[活動内容] ・保育園、幼稚園等の被害情報の収集及び報告 ・保育園、幼稚園等の給水計画及び実施
医療対策部 [対策部長] 地域医療部長	[活動内容] ・病院の応急対策 ・医療支援病院としての機能維持 ・被害患者の治療、患者移送及びその他の医事
消防対策部 [対策部長] 消防部長	[活動内容] ・人命の救出救助 ・傷病者の救護及び救急搬送 ・消防団及び自主防災組織の現場活動の協力支援
危機管理対策部 [対策部長] 危機管理監	[活動内容] ・水道事業危機対策本部の設置・運営 ・自衛隊等の派遣要請等 ・防災関係機関への出動要請
総務対策部 [対策部長] 総務財政部長	[活動内容] ・上下水道対策部における水道事業危機対策本部の設置・運営の支援 ・上下水道対策部における給水の支援 ・職員の招集及び配置調整 ・集合人員の把握 ・水道事業危機対策本部員会議の庶務 ・水道事業危機対策本部内の相互支援等の統制・調整 ・応援部隊等の受入れ ・広報車両等の確保

- ・対策部における人員数は本部長が状況に応じて定めるものとし、構成については本部長の判断により変更できるものとする

## 危機発生時における関係機関への連絡先

	名称	電話番号	FAX 番号	備考
市	亀山市建設部建設管理課道路保全グループ	0595-84-5041	0595-82-9669	道路管理者（市道）
	亀山市建設部土木課河川流域グループ	0595-84-5079	0595-82-9669	市河川管理者
	亀山市産業環境部農林振興課農林施設グループ	0595-84-5082	0595-82-9669	道路管理者（農道）
	亀山市防災安全課防災安全グループ	0595-84-5035	0595-82-9669	レベル3における連絡
	亀山市消防本部情報指令課	0595-82-0244	0595-83-5711	消火栓関係
県	三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課	059-224-3145	059-229-1016	水道全般
	三重県鈴鹿地域防災総合事務所環境室環境課	059-382-8675	059-382-9792	水質関係
	三重県北勢水道事務所配水運営部水道保全課	059-351-1562	059-351-1566	北中勢水道
	三重県鈴鹿建設事務所保全室保全課	059-382-8691	059-382-8691	道路管理者（県道）
	三重県鈴鹿建設事務所事業推進室流域・公園課	059-382-8689	059-382-1539	県河川管理者
	亀山警察署交通課交通係	0595-82-0110	0595-82-0110	通行規制
国	国土交通省中部地方整備局河川部地域河川課	052-953-8257	052-953-8312	水道全般（水質以外）
	環境省水・大気環境局環境管理課水道水質衛生管理室	03-5521-8300	03-3593-1438	水質関係
	三重河川国道事務所四日市国道維持出張所	059-345-2516	059-345-9872	道路管理者（国道）
	三重河川国道事務所河川管理課鈴鹿川出張所	059-345-5593	059-346-4907	国河川管理者
近隣市	鈴鹿市上下水道局水道施設課	059-368-1679	059-368-1688	支援要請
	津市上下水道管理局水道施設課	059-237-5850	059-253-1229	支援要請
	四日市市上下水道局技術部施設課	059-354-8364	059-354-8358	支援要請
関係団体	日本水道協会中部地方支部 (名古屋市上下水道局総務部総務課内)	052-972-3607	052-951-1208	支援要請
	日本水道協会三重県支部 (津市上下水道管理局上下水道管理課内)	059-237-5811	059-237-5819	支援要請
	社会福祉法人亀山市社会福祉協議会	0595-82-7985	0595-83-1578	支援要請
復旧協力団体 (市内業者)	亀山水道事業協同組合(漏水修理)	0595-82-3311	0595-83-0062	堀田建設株式会社 内
	堀田建設株式会社	0595-82-3311	0595-83-0062	
	株式会社村山設備	0595-82-0088	0595-82-0356	
	有限会社河村設備	0595-82-9201	0595-82-8877	
	有限会社森水道	0595-82-8834	0595-83-0812	
	有限会社大森設備工業	0595-96-2631	1595-96-3736	
	本城建設株式会社	0595-85-0201	0595-85-0257	
	有限会社末崎水道	0595-85-1500	0595-85-1845	

## 応援協定等

## ①三重県

「三重県水道災害広域応援協定」平成9年10月21日協定締結

「三重県水道災害広域応援協定実施要領」令和7年4月1日三重県環境生活部大気・水環境課

## ②関係団体

「公益社団法人日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定」平成29年10月6日協定締結

「公益社団法人日本水道協会中部地方支部 災害時相互応援に関する協定実施要領」平成31年3月5日